

## 委託仕様書

### 1 委託事業名

コンテンツ活用ビジネス支援事業

### 2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 3 委託金額の上限

4,000,000円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

### 5 業務の目的

映画、ゲーム、マンガ・アニメなど多岐に亘るコンテンツ産業が集積する京都の強みを活かし、コンテンツ関連企業とものづくり企業をはじめとした市内の企業との交流やビジネスマッチング等を促進し、新事業の創出、事業拡大、販路開拓等につなげることで市内のコンテンツ市場の拡大、市内企業間のネットワークの強化を図る。

### 6 業務の内容

#### (1) 「コンテンツ活用ビジネスセミナー」の開催・運営

キャラクターを活用したビジネス展開を検討している市内の企業やクリエイターを対象に、キャラクタービジネスの基礎、商品化プロセス、プロモーション戦略、販路開拓等、専門の講師からさまざまなキャラクタービジネスを学べるセミナー開催。

- ・開催時期：令和4年10月～令和5年3月
- ・開催場所：京都市内もしくはオンライン開催
- ・開催回数：全4回（講師への謝礼、交通費についても委託金を含む）
- ・参加者：セミナー各回100名程度

なお、提案にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ・最終的な開催内容及び講師は京都市と協議の上、決定すること。
- ・原則、実地開催を予定しているが開催時の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってオンライン、ハイブリッド等、開催手法を検討し、必要に応じて京都市と協議すること。
- ・セミナーごとの参加者にアンケートを実施すること。
- ・これまで本業務に参加実績のない企業を中心に、幅広い業種の多様な企業の参加を促すこと。
- ・セミナーの講義内容については、業界の現状や動向を踏まえた内容とすること。

(参考：昨年度の講義内容)

「キャラクタービジネスの基礎と活用法」

「アニメ×異業種コラボ 広告プロモーションの活用法」

「アニメ×異業種コラボ 事例から学ぶコラボ商品の可能性」

「キャラクターコラボ商品の企画方法と広報を学ぶ」

## (2) キャラクターを活用した商品の企画・開発

キャラクターを活用した商品の開発のための企画立案、商品開発支援先となる事業者の募集・選定、新商品開発支援、販路支援を実施すること。

なお、提案にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ・ 商品開発に係る原材料費、デザイン料、加工料、著作権使用料等に関しては、事業者負担とすること。
- ・ 商品開発に際しては、京都市が指定する伝統産業製品74品目または京都市内において、生産・製造・加工のいずれかがされたもの、もしくは京都市内の生産物を原材料として使用しているものなど、最低5点以上の商品を開発すること。
- ・ 商品開発においては、新商品開発を希望する主たる事業所を京都市内に置く事業者を募ること。また、商品開発を支援する事業者は複数社とし、募集にあたっては公募や説明会等を行うこと。
- ・ 商品開発のためのコーディネーターを置き、商品開発支援先事業者に助言を行う体制をとること
- ・ 販売終了後、各事業者から売り上げに対する使用料を集計の上、キャラクターの権利者に支払うこと。
- ・ SNSや広告媒体等を活用した周知・広報を行うこと。
- ・ 開発商品の販売は令和5年3月末までに実施すること。

## 7 報告書

委託業務完了後速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に電子データを本市に提出すること。報告書については、以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・ 実施事業の概要
- ・ アンケート集約結果及び事業効果の分析結果
- ・ 参加者数及び参加者リスト
- ・ 開発商品の売上

## 8 その他

### (1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗よく状況の確認等、

事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市との会議又は打合せを行う必要があるときは、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

(7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。